

かのや

# 農業委員会 だより

## 食と農は生命の源である

# 回覽

No. 15

令和元年12月発行  
鹿屋市農業委員会事務局  
**☎**（代表）0994-43-2111  
（直通）0994-31-1131



【写真】「でんぶん用芋堀の風景」串良町有里地区

発刊に寄せて	1 頁
農業委員及び農地利用最適化推進委員の紹介	2 ~ 3 頁
農業委員会の取り組み	4 ~ 5 頁
地域農業を担う農業者たち	6 ~ 7 頁
農業委員会からのお知らせ	8 ~ 9 頁
標準賃金・農地賃借料金	10 頁
助成金交付事業	11 頁

## 発刊に寄せて



鹿児島市農業委員会  
会長  
木場 夏芳

皆様方には、日頃より鹿児島市農業委員会の活動につきまして、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。平成から令和へ新時代が幕開けし、新たな時代がスタートしました。

そのような中、農家が高齢化し、これから地域の農業を担っていく世代が、効率的な農地利用やスマート農業を行うための農地の集積・集約化を進めていくことが最も重要なことがあります。

農業委員会としても人・農地プランの実質化に向けた地域での話し合い活動など、地域の実情に応じたコーディネーター役として、農業委員と農地利用最適化推進委員の

42名体制で、担い手への農地利用の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進をより一層取組んでいくこととしております。

また、本年度も鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動として、農家の所有する農地の利用意向等を確認するためのアンケート調査を実施して参りますので皆様のご協力をよろしくお願いします。

農業委員会は農地を守り、農家の良き相談役として、本市の農業振興のために職務を全うして参りますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶にかえさせていただきます。

農地利用最適化推進のための委員会活動を実施して参ります。

目的は

○担い手への農地の集積・集約化 ○遊休農地の発生防止・解消 ○新規参入等の促進

### 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動（農家戸別訪問）について

農業委員会では地域の出し手・受け手の掘り起こしや、今後の農地に対する意向確認のため、農業委員や農地利用最適化推進委員による「貸したい」「借りたい」総点検活動（農家戸別訪問）に取り組みます。

農家の皆さんのが「農地を貸したい」意向は、行政ではなかなか把握しにくいことから、地域で活動し、地域の農業者や農地に詳しい農業委員や農地利用最適化推進委員が各農家を訪問して、アンケート調査を実施します。

その現場で得た情報は農地中間管理機構への活用のための情報提供を行い、農地の集積・集約化を行ってまいります。

農地「貸したい」「借りたい」総点検活動（農家戸別訪問）に、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

# 農業委員の紹介

地域	氏名(連絡先)	担当地区	地域	氏名(連絡先)	担当地区
鹿屋地区		園田 誠 45-2708	串良地区		牧之瀬 弘行 62-3797
		寺下 幸弘 43-4833			田中 次男 62-3086
		木塙 夏芳 44-6208			新村 良廣 62-3379
		西ノ原 敏男 44-7200			泊 義秋 63-6095
		中塙屋 均 44-2238			村山 みつ子 63-6387
		畠井 孝二 44-6666			倉田 雪男 63-6658
		郷原 實行 44-1240			新原 晃憲 486-0739
		榎原 辰夫 49-2182			上野 輝男 485-1536
吾平地区		上之原 昇 58-6752	輝北地区		障子田 勝 485-1201
		堀之内 節子 58-7025			有村 隆 485-1856
		福元 康光 58-7140			

# 農地利用最適化推進委員の紹介

地域	氏名(連絡先)	担当地区	地域	氏名(連絡先)	担当地区		
鹿屋地区		徳田 潤一 45-2598	瀬戸野・柏木・重田・高隈中央・土別府・袖木原・谷田・仮屋・大堀・黒坂・吉ヶ別府	串良地区		鬼塚 哲郎 62-3386	堂園・馬掛・外堀・更和・新中堀・桺場・共和・花鎌・土持・共心
		持増 正 44-9017	東原・旭原・札元・寿1~4丁目・笠之原・下祓川(台地上)・王子(台地上)			田村 利秋 62-2301	立小野・高松・生栗須・平瀬・東共心・西新町・東新町・入部堀・西新堀・新栄・竹下堀・下之段・東新堀・下中・中野
		川崎 守 44-8257	祓川・上祓川・下祓川(台地下)・西祓川(台地下)・王子(台地下)・打馬(台地下)・大手			上穂木 紀順 63-4984	東西・伊集院・矢柄・上矢柄・上辰喰・辰喰・栄・上栄・更栄・昭栄・共栄西・共栄中・共栄東上・共栄東・鳥之巣
		谷口 芳久 41-1107	郷之原・西祓川(台地上)・打馬(台地上)・今坂・西原・大浦・上谷・新生・上野			村場 重穂 63-7498	平和・星ヶ丘・下甫木・大迫・中甫木・富ヶ尾中央・桜ヶ丘・吹上田・中郷・上大塚原上・上大塚原下・下大塚原・新大塚原・宮之下・緑ヶ丘・山下
		垣内 直人 46-2576	花岡・鶴羽・花里・根木原・海道・小薄・有武・高牧・古江・天神・船間・小野原・一里山・白水・古里			本村 ヤス子 63-4922	中宿・中山上・中山下・十三塚・中山原・松崎・城ヶ崎・柳谷・下方限・塙塚・永峯・県営住宅・大久保段
		西元 貞幸 44-6564	新川・川東・寿5~8丁目・白崎・川西・名貫・田崎			高田 裕幸 63-7688	鶴亀・和田・愛ヶ迫・江口迫・上之馬場・上之馬場下・永和・諏訪下・堅田・岡崎西・岡崎東・岡崎上・白寒水・大坪・下小原南・下小原北・柳谷
		藏ヶ崎 俊光 44-7454	田淵・下堀・高須・浜田・野里	輝北地区		栗山 タ力 486-0564	一番郷・二番郷・西原・愛宕・本町・和泉ヶ野・諏訪・樽久保・白別府・歌丸・名主段・風呂段・堂平・坂宮・上平房・岳野
		清水 洋平 45-7839	横山・大始良・飯隈・永野田・萩塚・獅子目・星塚・南・池園			有馬 研一 486-0085	中平房・下平房・竹下・三原・影吉
吾平地区		永山 智哉 58-7944	大川・永野牧・神野西・神野東・市之渡・横井坂・砂ヶ野・水流・黒羽子・荷掛・木浦・木場・真戸原・金山・立元・上苦野・下苦野・苦野・平前・大牟礼・門前・新地・中福良			鶴田 勉 485-1664	上方・下方・辰喰・上場団地・久木野々・上沢津・下沢津・宮園・仏山・朝倉・八重山・徳留
		大園 和幸 58-8597	鏡原・角野・東原・上車田・下車田・飴屋敷・永山・筒ヶ迫・平瀬・麓中・麓東・麓西・桙下・桙上・萩崎・上西目川路・下西目川路・今吉・堀木田・鶯・白坂・石場・西迫			立元 和揮 485-1601	徳留・仮屋・福岡・浮舟田・柏木・日新・谷田
		入佐 哲朗 58-8165	赤野・寒水・寺ヶ迫・持田・中尾・上町・下町・中町・西横町・上屋敷・宮前・町園・原田・坂下・益田・希望ヶ丘・坂元・川上・名主・池久保・川西中・真角・川北・茶円・樋之口・末次・井神島・論地・原口				

# 行動する農業委員会の取り組み



## 農業委員会総会の開催

農業委員会では毎月1回、農地法に基づく「農地の売買（賃借）の許可申請」の可否についての審議・決定及び「農地転用許可申請」に対する意見の決定並びに、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画」の決定を行います。

## 農地利用状況・荒廃農地調査の実施 ～遊休農地の発生防止・解消への取組～

8月から9月にかけて、農地法に基づき、管内農地の利用状況調査を実施しました。各委員は担当地区内の農地が適正に耕作されているかなど、利用の状況について目視で確認しました。

調査の結果に基づき、新たに発生した遊休農地の所有者等には、今後の農地の利用意向について調査を行います。



## 先進地研修視察

### ～資質向上への取組～

5月24日に委員32人が霧島市農業委員会を訪問し、新体制後の農業委員・農地利用最適化推進委員の活動についての意見交換を行いました。霧島市ではタブレット端末を活用した利用状況調査や各委員の活動状況や委員会の運営等について説明を受けました。先進地の取組状況や収集した情報を生かして、本市農業の発展のために取り組んでいきます。

## 農地利用最適化推進委員の委嘱式

農地利用最適化推進委員の欠員に伴う公募の結果、東原町の持増正さんが新たな委員として決定し、辞令交付が行われました。

○持増正さん

主な農業・・肉用牛生産

自己紹介

今回農地利用最適化推進委員になりました。高齢化等により農家の減少が進み、農地の遊休化や荒廃農地にならないよう、農業委員と連携し、担い手農家に引き継がれていくよう活動してまいりたい。

○担当地区は東原・旭原・札元・寿1~4・笠之原・下祓川（台地上）・王子（台地上）



## 農業委員会相談コーナー開設

市内4地区で秋まつりが開催され、多くの来場者で賑わいました。農業委員会では、農地相談コーナーを開設して農地相談や農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及拡大に取り組みました。



# 地域農業を担う農業者たち

夢を持ち農業に打ち込む経営者の皆さんを編集委員が取材しました。

鹿屋地区

高牧町で南高梅を10haで栽培加工を行っている堀之内リュウさん(30歳)を訪問しました。堀之内さんは養父母と姉の3人家族です。

2007年に農業技能実習生として来日したことがきっかけで農業に携わることになりました。

農業は一生懸命に汗を流して作った作物が、実になる時の楽しさがなにより感動を与えてくれます。梅園の管理はとても大変で、肥培管理、除草作業、収穫作業、干し作業、選別作業、剪定作業等々、一年間通して気を緩めることができないそうです。将来の夢は、梅で皆様に喜んでもらえる商品を開発して、会社の運営を軌道に乗せたいと答えてくれました。そして「かのや南高梅」を鹿屋のブランド品として全国の方々に知ってもらえるよう頑張りたいそうです。

休みには趣味の映画鑑賞をしたり、ドライブして楽しんでいます。

梅園の管理は大変でしょうが、今後も努力を惜しまず一層精進してくれることを期待しています。

【取材・写真】農業委員 西ノ原 敏男(鹿屋地区)



輝北地区

輝北町市成でサラダごぼう8ha、ダイコン2haの栽培と肉用牛の繁殖を行う前田秀和さん(41歳)を訪問しました。前田さんは妻と子供4人の6人家族です。以前、鹿屋市農業公社でオペレーターとして農業に携わる中で、自分で経営していくことに魅力を感じ、短ごぼうの栽培を始めたのが、農業を始めるきっかけでした。農業を始めて良かった事は、汗水流しての病害虫防除や天候との戦いで苦労した分、良い作物が収穫できた時は本当に嬉しいです。ただ周年体制で出荷しているので、収穫と作付けが重なることや、繁殖牛もいるので、なかなか休みが取れないのがネックです。将来の夢は品質向上と収量を上げること、今後は園芸を少し減らし、肉用牛の繁殖に力を入れて、後を継ぎたいと言ってくれる長男のためにもしっかりと基盤を築いて、やがては家族経営が出来るよう頑張りますと力強く答えてくれました。休みには趣味の弥五郎太鼓を子供達と取り組んでいます。



笑顔がたえない家族でした、今後は地域の担い手として頑張ってもらいたいと思います。

【取材・写真】農業委員 有村 隆(輝北地区)

串良町有里地区で、施設園芸のピーマンをビニールハウス6棟で栽培されている西寒水猛さん（36歳）を訪問しました。西寒水さんは妻と子供2人の4人家族です。以前は別の仕事をしていましたが、父母が楽しそうにピーマン作りをしていたので、その仕事を辞め、今のピーマン作りを始めたそうです。1年間は父の元で働き、色々教わりました。農業は頑張った分収入があることや比較的安定した収益を得られるのが魅力で、また子供の学校行事に合わせて休めるのでピーマン農家をやって良かったと思います。農業が大変なことは台風が接近しそうな時は、ビニールハウスが倒壊しないかが心配なことや、ビニールの張替作業は少し大変です。将来は現在の規模を維持して、ピーマンの品質向上に努めていきたいとのことです。趣味はペーパークラフトとケーキやお菓子作りで、家族の誕生日には手作りのケーキを作ってくれて、とても喜ばれます。また休日には家族と公園へ行ったり、ドライブをしたりして楽しんでいます。



ピーマン作りに誇りをもって取り組んでいる姿は素晴らしいです。製品の品質向上についての話を聞き、ピーマン作りへの情熱を感じました。何よりご夫婦が笑顔で楽しく作業されておりました。

【取材・写真】農業委員 泊 義秋（串良地区）

吾平町でハウスピーマンを28アール栽培している永山裕太さん（35歳）を訪問しました。永山さんは奥さんと子供3人の5人家族です。

永山さんの親も農家だったことから、その手伝いをしていたこともあり自分も就農することになりました。

農業はピーマンが成長していく過程が見られることや、一生懸命仕事をすることで、それが収入につながるところが、とてもやりがいがあるそうです。

農業経営では重油・肥料・生産資材などの値上がりや、台風や長雨などの災害を受けたときが大変だと話してくれました。将来は収量を増やして、毎年安定したピーマン栽培をしたいことと、若い農家の仲間を増やしたいことだそうです。休日はゴロゴロしたいところですが、家族との買い物へ付き合うやさしいパパです。



就農して10年、ピーマン栽培6年目の永山裕太さん。一生懸命農業経営に取り組み、家族においては3人のお子さんのやさしいパパであり、充実した毎日を過ごしていらっしゃるとお見受けしました。今後、益々の御活躍を御祈念致します。

【取材・写真】農業委員 堀之内節子（吾平地区）

# 農業委員会からのお知らせ

## 農地法・農業経営基盤強化促進法の許可に関する標準事務処理期間等について

申請種類		許可権者	必要日数	締切日
利用権設定	賃借、使用貸借許可	鹿屋市長	概ね23日	毎月末日 (閉庁日の場合は直前の開庁日)
農地法第3条	自己所有農地の売買・贈与・貸借許可	鹿屋市農業委員会会長		
農地法第4条	自己所有農地の転用許可	鹿児島県知事	概ね55日	
農地法第5条	自己所有農地以外の転用許可			

## 農業委員会へ届出が必要な事項について

### ○ 相続、法人の合併・分割、時効取得など

提出書類 ■農地法第3条の3第1項の規定による届出書

- ・権利を取得したことを知った日から、10ヶ月以内に届け出てください。
- ・届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、罰則がありますのでご注意ください。

### ○ 農地を盛土・削土等の造成工事を行う場合

提出書類 ■農用地利用(形質)変更届

- ・隣接農地や用水・排水等に影響が及ばないか現地調査を行います。

## 農地の利用意向調査にご協力ください 回答期限は令和2年1月31日（金）です

- 平成26年度から農地法の改正により遊休農地対策が強化されました。
- 農業委員会では、管内農地の利用状況を調査し、結果に基づいて遊休農地の所有者等に利用意向調査を実施中です。今後の農地の意向について回答をお願いいたします。
- 優良農地を、ご自分で耕作できない方は農地中間管理機構への貸し出しをご検討ください。

「鹿屋市農業委員会」で検索！



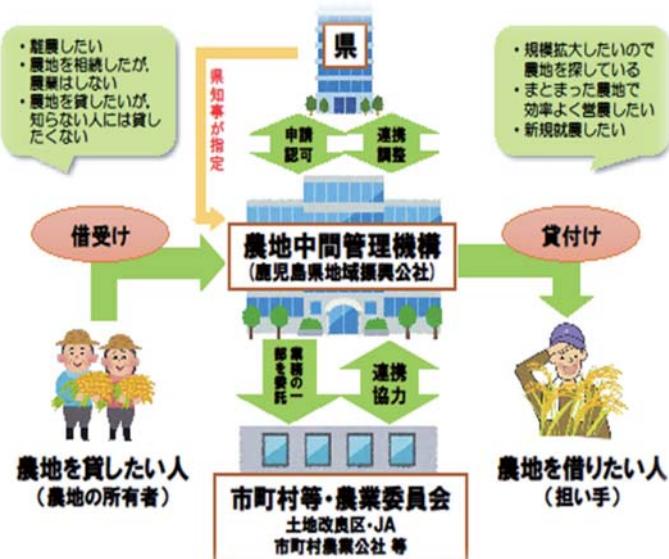
◆「農地の許可申請」「利用権設定の申請」「各種証明書の発行」「届出が必要な事項」に関する必要な書類は、鹿屋市農業委員会ホームページからも印刷できます。

農地のあっせん情報（譲渡・賃借）のほか、以下の内容等も掲載していますのでご利用ください。

- ◆ 農業委員会総会議事録
- ◆ 農作業標準賃金及び農作業料金
- ◆ 実勢農地賃借料
- ◆ 農業者年金
- ◆ 農業委員会だより等

# 安心できる農地の貸し借り 機構におまかせください

## ～活用しましょう！農地中間管理事業～



規模拡大したい方が円滑に農地を借り受けられるよう、また、皆さんの地域の農地が効率的に活用され、耕作放棄地が発生しないよう、地域の農業の将来について皆さんで取り組みましょう。詳しい内容等につきましてはインターネットや下記までお問い合わせください。

### メリット(所有者)

耕作者からの賃借料は機構が決まった時期に指定口座に振込みます。

担い手等が途中で耕作できなくなても、次の担い手等を機構と市が連携して探します。

農地の契約終了後、必ず所有者へ返還されます。

### メリット(担い手)

農地を集積・集約することで、農作業の効率化、生産性の向上が図られます。

契約が1本化され、賃借料の口座引落手数料も機構が負担します。

長期的な営農計画が立てやすく、安定した農業ができます。

- 平成26年度から始まった、農地の新しい貸し借りの方法です。
- 機構が市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。
- 賃借料は、機構（公社）が徴収・支払を行います。
- 農地は契約終了後、必ず所有者へ返還されます。  
※貸し出せる農地は、農業振興地域内に限ります。

詳しい内容は、[公益財団法人鹿児島県地域振興公社のホームページ「農地中間管理機構」をご覧になるか、下記までお問い合わせください。](#)

- 公益財団法人鹿児島県地域振興公社（鹿児島県農地中間管理機構）（電話）099-223-0223
- 鹿屋市農林水産課（かのやアグリ起業ファーム推進室）（電話）0994-31-1183
- 又は 鹿屋市農業委員会（電話）0994-31-1131



## 令和元年度 標準賃金

この標準賃金は、法令や規定によるものでなく、強制力はありません。地域により高いところ、安いところがあると思いますので、この表を参考に雇う人、雇われる人が話し合って契約してください。

区分	種類	単価	備考
賃金	一般賃金(8時間)	6,320円	県最低賃金が、令和元年10月3日から、時間額790円へ改訂(従前時間額761円)
耕賃 (10a当たり)	耕起のみ	6,000円	田
	代かきのみ	8,000円	
	耕起から代かき	16,000円	
	機械田植え	7,000円	
	耕起から田植え	25,000円	
水稻	耕起のみ	5,000円	畑
	深耕(プラウ)	6,000円	
	プラソイラー	4,000円	
	甘藷のツル切り	4,500円	
その他 (10a当たり)	刈取(10a当たり)	8,000円	ヒモ代込み
	脱穀(10a当たり)	8,500円	ハーベスター(ヒモ代込み)
	粒乾燥	17,000円	コンバイン(刈取から脱穀まで)
		1,000円	(バインダー1袋当たり)
その他 (10a当たり)	うねたてのみ	6,000円	
	うねたて、マルチ張り	8,500円	
	うねたて、マルチ張り、土壤消毒同時作業	11,000円	
		15,000円	甘藷・加工用(ハーベスターによる)
		13,000円	甘藷・澱粉用(ハーベスターによる)
	掘り取り	12,000円	馬鈴薯(ハーベスターによる)
		6,000円	甘藷(トラクターによる)
		3,500円	甘藷(耕耘機による)

(面積: 10a当り)

## 令和元年度農地賃借料金

農地の貸し手・借り手において賃借料決定の参考としていただけるよう、農地法及び農業経営基盤強化促進法により、平成30年1月から12月までに締結(公示)された賃貸借における実勢賃借料水準について、お知らせします。

区分	地目	内訳	平均額	最高額	最低額	データ数
鹿屋地域	畠	農用地区域内	10,100円	25,000円	300円	476件
		農用地区域外	10,000円	20,000円	100円	42件
	田(水田)	-	7,100円	13,200円	300円	49件
輝北地域	畠	農用地区域内	7,000円	15,000円	1,000円	56件
		農用地区域外	5,800円	10,000円	2,400円	21件
	田(水田)	-	5,800円	12,000円	500円	23件
串良地域	畠	農用地区域内	10,300円	15,000円	1,000円	301件
		農用地区域外	9,700円	11,700円	3,800円	33件
	田(水田)	-	11,000円	30,000円	400円	235件
吾平地域	畠	農用地区域内	10,000円	30,000円	700円	89件
		農用地区域外	4,500円	5,000円	2,500円	4件
	田(水田)	-	9,800円	17,100円	300円	96件
区分	地目	内訳	平均額	最高額	最低額	データ数
鹿屋市全体	畠	農用地区域内	9,400円	21,300円	800円	922件
		農用地区域外	7,500円	11,700円	2,200円	100件
	田(水田)	-	8,500円	18,100円	400円	403件

## 助成金交付事業

事業名	鹿屋市遊休農地解消対策事業
目的	農業生産性の向上を図る目的で簡易な土壤条件整備事業を行う農家に対し、補助金を交付することにより、遊休農地を解消し鹿屋市農業の振興を図ります。
対象地域	市内の農振農用地区域内の農地
対象者	市内に居住している農家等で、新たに他人の遊休農地を農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定又は所有権移転を行った者
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市内の土地で、地目が田又は畑であること</li> <li>②他人から利用権設定又は所有権移転した遊休農地であること</li> <li>③自作地と接続する不作付農地又は概ね10a以上連続する遊休農地であること</li> <li>④自作地と一体的に整備する場合も可能であること</li> <li>⑤除伐、プラウ耕、ロータリー耕等により耕作可能な農地とすること</li> <li>⑥市税の滞納がないこと</li> </ul>
事業費限度額及び補助対象額	見積もった事業費の総額又は事業費限度額（10アール当たり30,000円）で算定して額のいずれか少ない額が補助対象額となります。
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>①業者委託の場合：補助対象額の1/2以内</li> <li>②本人整備の場合：補助対象額の1/3以内</li> </ul>

## 農業経営の合理化・情報提供活動事業

■農業者年金の加入による農業経営の合理化、全国農業新聞購読による農業情報の提供を推進します。



全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

(月4回金曜日発行 B3版 10~14頁建 購読料：月700円[送料、税込み])



農業者年金で生涯所得の確保を！  
農業者年金は、国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金です。

通常加入要件は ①60歳未満 ②国民年金第1号被保険者 ③年間60日以上農業に従事です。

●保険料は2万円から6万7千円まで加入者が自由に選択できます。(いつでも見直しできます)

●税制面で大きな優遇措置があります。(支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になります。)

※詳しくは、鹿屋市農業委員会事務局または最寄りのJAまで

## 編集後記

今回は取材して若い担い手農家さんが頑張っている姿、そして皆さんのが農業に対して「やりがいある」といった声を聞くことができて、とても元気をいただきました。農業委員も農家の代表として、これからも地域の農家さんのお役に立てるよう頑張っていきたいと思いました。今後ともよろしくお願ひいたします。  
編集委員(西ノ原敏男・有村隆・泊義秋・堀之内節子)

事務所	職員数	連絡先
農業委員会事務局	8人	(代表)0994-43-2111 (直通)0994-31-1131
輝北総合支所 産業建設課	3人 (兼務)	(代表)099-486-1111
串良総合支所 産業建設課	3人 (兼務)	(代表)0994-63-3111 (直通)0994-63-3114
吾平総合支所 産業建設課	3人 (兼務)	(代表)0994-58-7111 (直通)0994-58-7257